

神戸の障害児保育（すこやか保育）

塩 津 恵理子

1. はじめに

保育の世界で過ごしてきた私が、大学で授業を行うようになり早7年の月日が終わろうとしている。この間を振り返り、勤め続けることが出来たのは、大学で教えていくことに力を貸して下さった先生方や丁寧に対応いただいた職員の方々、明るい笑顔の学生たちに励まされ、支えていただいた皆さんのおかげと心から感謝を申し上げたい。

そして感謝と共に、新たな学びの機会を与えていただいたのに、日々の授業を進めていくだけで手いっぱい、力足りず十分取り組めなかった研究の一端に少し触れ、記しておきたいと思う。

2. 研究活動

毎年「研究計画」のもと行う研究活動のテーマは「気になる子ども（障害児保育）の保育と環境」としていた。このテーマにしたのは、私が神戸市の保育士として最初に勤務したのが、知的障害児通園施設「ひまわり学園」（現在、児童発達支援センター・東部療育センターひまわり学園）であり、その後保育所で、統合保育を実践。そして神戸市の「すこやか保育支援事業（障害児保育）」の取り組みである、障害児保育の支援方法や保育について考えるため、各園を巡回指導してきた経験からである。

大学には、神戸市在職中にすこやか保育の判定や研修等でご指導いただいた心理学科の大島剛先生をはじめ、障害児に関する指導や特別支援教育に携わられ、障害児を対象とした研究をされている多くの先生がおられる。その先生方から身近にお話を伺って、実践と理論につなげる研究への一歩を踏み出すことが出来ればと思いつつ、余裕なく現在に至っている。

3. 神戸市における障害児保育の経過

神戸市で障害児の保育に取り組み始めたのは昭和30年代であり、1956年（昭和31年）開所した障害児通園施設丸山学園では、学齢児の知的障害児を受け入れていたが、1961年（昭和36年）からは学齢前障害児を受け入れて保育が行われていた。

その後、1968年（昭和43年）全国的に初めてとなる3～5歳児幼児だけの障害児対象の通園施設「ひまわり学園」が開設された。当時の全国版の新聞、家庭欄に大きく掲載されていたの

を記憶している。40年代はこれら専門施設での保育・指導が中心であったが、民間保育園である、あじさい保育園、同朋保育園、青谷愛児園等において障害児を受け入れ保育が行われていた。

国が制度化して、障害児保育を推進・支援するようになったのは、1974年（昭和49年）当時の厚生省から出された「障害児保育事業実施要項」からである。この時対象となったのは3歳以上で保育に欠ける障害程度が軽度の幼児であった。

神戸市は、国の実施要項を受け統合保育を主体とした障害児保育を行っていくために1977年（昭和52年）障害児専門指導委員会を設置。1978年（昭和53年）「神戸市障害児保育事業実施要項」を定め、既存の保育所（園）から指定保育所（公立10か所、私立7か所）として、3歳以上の障害のある幼児を受け入れて統合保育を実施してきた。

1999年（平成11年）指定保育所制度が廃止されたが、すでに指定保育所以外にも多くの保育所（園）で障害児を受け入れて統合保育がひろく行われていた。

4. すこやか保育の状況

神戸市では障害児保育を「すこやか保育」としている。2002年（平成14年）「すこやか保育支援事業」と名称を改め、年齢要件廃止、3歳未満児も対象、他の障害児通園施設並行通園可能となった。対象児は「心身に障害がある子どもでサポートを行うことにより、集団による教育・保育が可能な子ども」となっている。実施施設は保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業の施設である。

すこやか保育を受けるためには、保育所に入所している、また入所しようとしている子どもに、発達の遅れや障害の疑いがある場合、保護者に制度を説明し、保護者が了承して児童調書記入する。次に子ども家庭センターで発達検査を受け、子ども家庭局においてすこやか保育対象児と判定されるという過程を経る。判定結果を保護者に報告し支援の方法など話しあい、加配（非常勤）の保育士をつけてすこやか保育が実施となる。

すこやか保育を実施する上での人員配置（加配の保育士）は乳児・幼児を含め1人目は5時間、2人目以降は4時間となっている。

令和元年度すこやか保育を受けている子どもは740名で、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業214か所（421か所中）で行われている。また、保育を必要とする状況で、医師の指示指導のもと、看護師等が日常生活に必要な医療的ケア（吸引、経管栄養、導尿、酸素療法）を行うと共に保育を実施しており、受け入れ可能な施設は市内に7か所ある。

5. おわりに

経済的な背景や社会の要請に伴って、働く女性が増加している。保育の需要はまだまだ続きそうである。神戸市においても保育所（園）等も私が現場にいたころから比べるとずいぶん増

えている。どこの保育の場でも、言葉の発達がゆっくり、集団になじめない、友達と遊べない、じっとしていない等いわゆる「気になる子ども」がいるが障害児と決めつけるわけではなく、すこやか保育としての対応ができて、きめ細やかに保育、支援をしていきたいと考える。

そうした、すこやか保育の対象児が多くなっていく中で、障害への理解やクラスでの保育の在り方、担任と加配の保育士との連携、研修、また保護者や関係機関との連携など多くの課題がある。すこやか保育は保育の原点であり、すこやか保育の基本はすべての子どもの保育の基本と言われている。課題を解決しつつ、子どもの幸せにつながるすこやか保育になっていくことをこれからも期待している。